

集会決議

「精神障がい者権利擁護システム事業（精神医療オンブズマン制度）」 の存続を求めます

これまで精神科病院の中ではいくつもの人権侵害事件（暴行・虐待・無視・放置・搾取）が起こってきました。その背景には、精神科病院の閉鎖性があります。

「精神障がい者権利擁護システム事業」は、1997（平成 9）年に大和川病院事件がマスコミ等で大々的に報道され、同病院における精神障害者に対する重大な人権侵害の実態が明らかになったことを受けて創設されたものです。大阪府および精神科医療関係者は、大和川病院事件を深く反省し、二度とこうした事件を生じさせないために、入院中の精神障害者のための新たな権利擁護システムの確立が不可欠であることを確認しました。そして精神保健福祉法上の機関である大阪府精神保健福祉審議会において議論を行い、2000（平成 12）年 8 月に「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について（意見具申）」を大阪府知事に提出しました。これに基づいて事業内容が具体化され、2003（平成 15）年度から正式スタートし現在に至りました。

精神医療オンブズマン制度は、利用者と家族そして市民の視点から精神科病院内の療養環境を視察し、入院患者の声に耳を傾けることに意義があります。行政監査や審査会で見落とされがちな人権侵害の疑いのある事例につき病院側と話し合い改善を求めてきました。この事業は 13 機関（大阪府、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護技術協会大阪支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪府社会福祉協議会、大阪府保健所長会、大阪市、堺市）と学識経験者で構成される大阪府精神障がい者権利擁護連絡協議会のもとで運営され、「府民の生命に関わる緊急性・重要性の高い事業」として、多くの権利侵害事例を未然に防止し、療養環境の改善をもたらしてきました。この利用者の視点に立った活動が、入院患者を支える力となり、退院を促進する活動にもつながってきました。

この事業に対し、今年 4 月大阪府は「財政再建」を理由に、全面廃止の対象としました。これは、精神障害者に対する権利擁護活動の成果を無視し、その意義を根底から否定するに等しく、決して容認できるものではありません。

本日の記念講演のテーマでもある千葉県の障害者差別をなくすための条例（「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」）は、全国に先駆けてつくられ注目されています。大阪府の精神医療オンブズマン制度も全国に先駆けてつくられた必要な取り組みです。今回の署名活動では、大阪府内からだけでなく、全国から精神医療オンブズマン制度の存続を求める署名が届いています。

わたしたちは、精神医療オンブズマン活動の意義を再確認し、この事業の存続と充実を強く要望します。

2008年5月10日

NPO 大阪精神医療人権センター 定時総会記念講演参加者一同